

○根室市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

平成30年11月21日訓令第42号

根室市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、根室市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事又は建設工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務の委託契約（以下「工事等」という。）において、資金調達の円滑化を図ることを目的に、工事等の請負人（以下「受注者」という。）が発注者に対して有する完成工事等未収入金債権（以下「債権」という。）を譲渡するにあたり、発注者が工事請負契約書又は設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(承諾要件)

第2条 発注者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡の承諾を行うことができる。なお、対象債権に係る工事等については、契約書に規定する工事等の完成に伴う検査の結果を入念に調査・確認するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が受注者の資金調達の円滑化であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 譲渡に係る債権が発注者の発注する工事等に係る債権であること。
- (4) 譲渡に係る債権が契約書に基づく受注者の完成払代金等の支払請求権であること。
- (5) 譲渡に係る債権が契約書に基づく検査に合格し受渡しが完了した工事等に係る債権であること。
- (6) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (7) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (8) 譲渡に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。
- (9) その他債権譲渡の承諾に不適切な事由がないこと。

(債権の譲渡先)

第3条 債権譲渡に係る債権の譲渡先（以下「譲受人」という。）は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は他の金融機関等を譲受人とすることができる。

(譲渡債権の金額)

第4条 譲渡債権の金額は、請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払の支払額を控除した金額（受注者の履行遅延の場合における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡の承諾手続き)

第5条 受注者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合には、譲受人の承諾を得て、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）（以下「依頼書」という。）1通を発注者に提出するものとする。この場合において、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員の連名での申請とする。ただし、共同企業体の代表者が他の構成員から債権の譲渡について委任を受けていることが委任状により確認できる場合又は債権の譲渡に係る権限が代表者の権限であることが共同企業体協定書等により確認できる場合は、他の構成員の記載がなくても差し支えない。

- 2 発注者は、依頼書を受理したときは、第2条に定める要件を確認の上、受理した日から7日以内（根室市の休日を定める条例（平成4年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）に承諾し、債権譲渡承諾書（様式第2号）2通を受注者に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第6条 発注者は、第2条の要件が満たされていない又は満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

- 2 前項の場合において、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）2通を受注者に交付するものとする。

(債権金額の請求及び支払い)

第7条 譲受人は、確定した債権金額の請求に当たっては、発注者に対し次に掲げる書類を提出す

るものとする。

(1) 支払請求書(様式第4号) 1通

(2) 市長の押印がなされた債権譲渡承諾書(ただし、譲受人の原本証明のある写しでも差し支えない。) 1通

(3) 受注者と譲受人の間で締結された債権譲渡契約書の写し 1通

2 発注者は、譲受人から適法な請求書を受理したときは、当該受理した日から建設工事にあっては40日以内、建設工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務の委託契約にあっては30日以内に譲渡債権額を支払うものとする。

附 則(平成30年11月21日訓令第42号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。